

○北部松山衛生センター組合インターンシップ実施要綱

令和3年5月14日

北部松山衛生センター組合訓令第2号

(目的)

第1条 この要綱は、北部松山衛生センター組合（以下「当組合」という。）が行う学生実習生受入制度（以下「インターンシップ」という。）に関する基本的な事項について定め、学生に実践的な就業体験の機会を与えることにより、当該学生の就業意識の向上及び当組合廃棄物処理行政への理解の促進を図るとともに、仕事の魅力を積極的に発信することを目的とする。

(対象者)

第2条 インターンシップの対象者（以下「実習生」という。）は、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する大学、大学院、短期大学、高等専門学校、高等学校及び高等養護学校等に在学中の学生とし、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 当組合の廃棄物処理行政に関心があり、インターンシップにおける実習を積極的に行う意思がある者

(2) 誓約書を提出し、服務規律等を遵守すると判断される者

(申込手続き及び決定)

第3条 インターンシップを希望する学生（以下「希望学生」という。）は、当組合インターンシップ申込書に誓約書を添えて組合長に提出しなければならない。

2 組合長は、希望学生から申し込みがあったときは速やかにその内容を審査し、受入れの可否を決定し希望学生に通知する。

(受入期間)

第4条 受入れの期間は、2週間（実質10日間）以内とする。ただし、組合長が必要と認める場合には、受入期間を変更することができる。

(受入時間)

第5条 受入れの時間は、原則としてせたな町の休日を定める条例（平成17年せたな町条例第2号）に規定する日を除く月曜日から金曜日までとし、時間は午前8時30分から午後5時15分までとする。ただし、組合長が必要と認める場合には、受入れ時間を変更することができる

(実習生の身分及び処遇)

第6条 実習生には、職員の身分は付与しないものとし賃金、報酬、手当等は支給しない。

(遵守事項)

第7条 実習生は、次の各号の事項を遵守しなければならない。

(1) 職員又は委託先職員の指示に従い誠実に実習すること。

(2) 当組合の信用を傷つけ、若しくは不名誉となるような行為又は職場の秩序を乱す行為をしないこと

- (3) 実習中に知りえた一切の秘密を他人に漏洩しないこと。実習後もまた同様とする。
- (4) 故意または過失により当組合及び第三者に損害を与えた場合は、その賠償の責を負うこと。
- (5) 実習中に傷害等を受けた場合は自己の責任において処理すること。

2 実習生は、前項の規定を遵守するため、第3条第1項の誓約書により確約しなければならない。

(実習費用)

第8条 実習に要する費用は無料とする。

(災害補償)

第9条 実習生は自己の責任において災害傷害保険に加入し、受入期間において実習生に災害が生じた場合、又は実習先と往復途上の災害に対して、当組合は責任を負わないものとする。

(実習の中止について)

第10条 実習生が、第7条の規定に違反し業務に支障をきたすと認められる場合は、直ちに実習を中止することができる。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、インターンシップの実施に関し必要な事項は組合長が別に定める。

附 則

この訓令は、令和3年6月1日から施行する。

様式第1号（第3条第1号関係）

北部松山衛生センター組合インターンシップ申込書

様式第2号（第3条第1号関係）

北部松山衛生センター組合インターンシップ誓約書

様式第3号（第3条第2号関係）

北部松山衛生センター組合インターンシップ決定通知書